



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………
- ……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………
- 公共測量の実施 (五件)……………
- ……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設の登録変更……………
- ……………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……………
- 東京港湾隣接地域の指定及び指定解除に関する公聴会の開催……………
- ……………(港湾局港湾経営部経営課)……………

告示

●東京都告示第千二百二十三号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定に基づき調布都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年八月二十日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- …………… 狛江市

- 二 都市計画事業の 調布都市計画公園事業第八・二・四
- 種類及び名称 号土屋塚公園
- 三 事業施行期間 平成三十年八月二十日から平成三十
- …………… 三年三月三十一日まで
- 四 事業地 狛江市岩戸南一丁目地内
- …………… 使用の部分
- …………… なし

●東京都告示第千二百二十四号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、大田区长から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十日

- 一 測量施行者 東京都知事 小 池 百合子
- …………… 大田区
- 二 測量の種類 公共測量 (基準点測量)
- 三 測量の区域 大田区蒲田二丁目、大森西六丁目、北千
- …………… 束三丁目、上池台三丁目、上池台五丁目、
- …………… 南馬込四丁目、南馬込五丁目及び南馬込
- …………… 六丁目各地方
- 四 測量の期間 平成三十年七月一日から同年十二月十日
- …………… まで

●東京都告示第千二百二十五号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第二市街地整備事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

- …………… 平成三十年八月二十日
- 一 測量施行者 東京都知事 小 池 百合子
- …………… 東京都
- 二 測量の種類 公共測量 (基準点測量及び出来形確認測
- …………… 量)
- 三 測量の区域 新宿区霞ヶ丘町及び渋谷区神宮前二丁目
- …………… 各地内
- 四 測量の期間 平成三十年六月一日から平成三十一年十
- …………… 二月三十一日まで

●東京都告示第千二百二十六号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、武蔵野市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十日

- 一 測量施行者 東京都知事 小 池 百合子
- …………… 武蔵野市
- 二 測量の種類 公共測量 (三級基準点測量)
- 三 測量の区域 武蔵野市地内
- 四 測量の期間 平成三十年五月二十四日から平成三十一年
- …………… 二月二十八日まで

●東京都告示第千二百二十七号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第一市街地整備事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十日

一 測量施行者 東京都知事 小池 百合子

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 足立区六町一丁目、六町二丁目、六町三丁目、六町四丁目及び南花畑一丁目各地内

四 測量の期間 平成三十年六月四日から同年八月三十一日まで

●東京都告示第千二百二十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、練馬区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量(都市再生地籍調査)
- 三 測量の区域 練馬区上石神井二丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年七月一日から平成三十一年二月十九日まで

●東京都告示第千二百二十九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき北品川五丁目第一地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年八月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称 北品川五丁目第一地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成三十一年三月二十四日から平成三十一年九月三十日まで
- 三 施行地区 品川区北品川五丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 品川区北品川五丁目四番十四号
- 五 変更の内容 平成二十一年三月二十四日
- 六 事業計画の変更の認可の年月日 平成三十年八月二十日

●東京都告示第千三百三十号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四十条第六項第三号の規定により登録した登録養成施設から食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「施行令」という。)第十六条(施行令第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により変更の届出があったので、施行令第二十条第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年八月二十日

東京都知事 小池 百合子

名称	変更前	変更後	変更年月日
東京家政学院大学	東京家政学院大学	東京家政学院大学現代	平成三十年四月一日
人間栄養学部人間栄養学科	人間栄養学部人間栄養学科	康栄養学科	間栄養学科

●東京都告示第千三百三十一号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条の二第二項の規定により、東京港の港湾隣接地域の指定及び指定解除に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成三十年八月二十日

東京港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

- 一 日時 平成三十年九月十一日(火曜日)午前十時
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎九階港湾局九A会議室
- 三 指定及び指定解除しようとする地域(別図のとおり)
  - (一) 指定しようとする地域
    - ア 大井ふ頭その一・その二間埋立地の地先港湾区域に隣接する、幅員二十メートル及び幅員四十五メートルの陸域
    - イ 豊洲・晴海水際線埋立地第三区C区の地先港湾区域に隣接する幅員五十メートルの陸域
  - (二) 指定解除しようとする地域
    - ア 大井ふ頭その一・その二間埋立地のしゅん功に伴

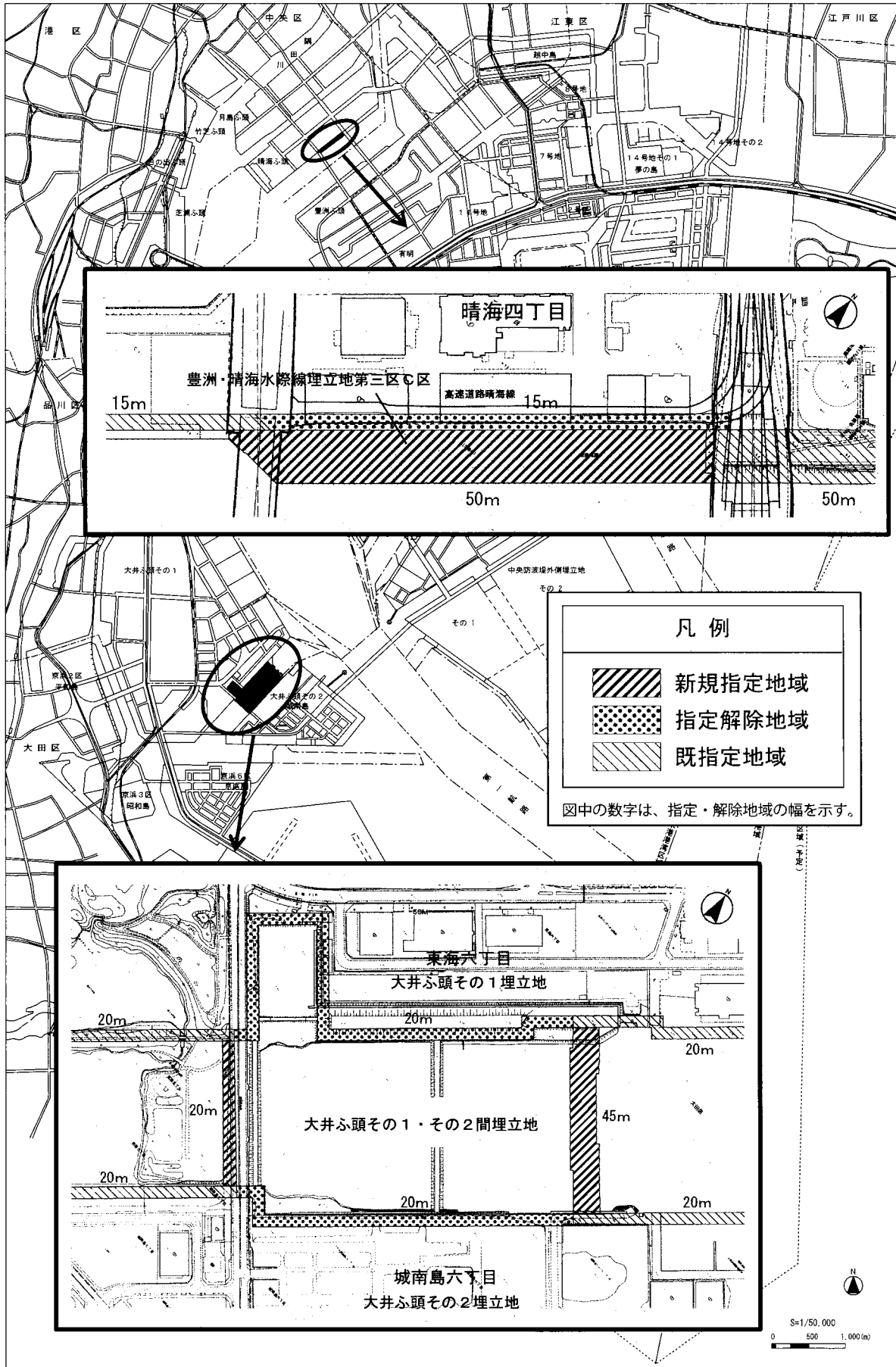
東京港港湾隣接地域の指定及び指定解除 (案)

(別図)

イ 豊洲・晴海水際線埋立地第三区C区のしゅん功に

四 公述人の範囲

三に掲げる地域に利害関係を有する者



発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001